

流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園方針にかかる
現在までの取組及び経過等について

1 これまでの経過及び結果

(1) 市内私立幼稚園との課題共有等

令和6年流山市議会第1回定例会以後から今日まで、教育委員会では、市内全ての私立幼稚園、認定こども園1園及び私立保育園1園を訪問し、市としての幼児教育・保育の充実に関する考えを説明するとともに、それぞれの施設の教育方針や現状等についてお話を伺うことができました。

この訪問により、以下のことが明らかになりました。

① 私立幼稚園の要配慮児受け入れ状況について

- ・私立幼稚園全体で、園児数合計 2011 人中において、183名の要配慮児を受け入れている。(R6.5.1現在)
- ・特別支援教育の専門家である大学教授を招へいし、園の職員への研修を行うだけでなく、当該保護者とも直接面談を行うなどして、幼児の支援にあたっている。(1園)
- ・附属の療育施設を設置し、幼稚園との並行保育を実現させている。(2園)
- ・民間の療育施設も利用でき、要配慮児の個別の対応等も可能となる場所を設置している。
- ・すべての幼稚園において、特別支援コーディネーター等もしくはそれに代わる役割を設置し、特別支援教育の実践方法について啓発指導を行うとともに、職員と保護者とのコーディネートを行っている。
- ・「個別支援計画」等が整備されているところも数多くあり、当該幼児の状況について、療育施設や、就学時の小学校との連携をしっかりと行っている。

② 「加配」措置への財政的支援について

- ・財政的な支援を行うことにより、入園を希望する全ての要配慮児の受け入れは可能である。
- ・ほとんどの私立幼稚園において、要配慮児を受け入れている実績があり、そのノウハウを持っている園が多い。
- ・私立幼稚園においては、長時間個別の対応が必要な要配慮児について、そのための職員が財政的な理由により確保できないことから、受け入れが困難と判断するケースが多く、いわゆる「加配」があれば、多くの園で受け入れが可能とのことであった。

③ 保護者からの相談対応について

- ・保護者との相談について、多くの園で、園と保護者との間に市が入ることを希望している。
- ・把握している保護者からの相談の中で「相談窓口の一本化」に関する要望が多く、幼児教育支援センターがこれを行うことで、保護者の困り感や園の運営を支えることができる。

④ 職員の資質向上について

- ・多くの園で、職員の資質向上が不可欠であり、そのための研修の場が必要であると感じて

いるが、幼児教育支援センターがこれまで行ってきた研修事業について評価している。

- ・一方、多くの園で、保育時間と研修の実施時間が重なることで、なかなか職員を参加させられない等の課題がある。
- ・また、いわゆる特別支援教育については、専門家による研修の機会が少なく、職員個々の子供への対応については、さらに研修を積み重ねる必要がある。

市内の私立幼稚園は、「流山私立幼稚園協会」という組織を既に設置しており、互いに連携をしながら、情報交換のみならず、独自の研修会等も行うなど、幼児教育に対し、一丸となって日々努力していることもわかりました。

私立幼稚園においてもそれぞれの特色を生かして努力を重ねてきているので、今後、さらに市との連携を強めていくことにより、様々な課題に対し、共通の認識をもって、市全体の幼児教育の質の向上に大いに努めていくことができると考えます。

(2) 保護者への説明および個人面談等の実施

令和6年流山市議会第1回定例会以降、幼児教育支援センターにおいて、保護者の皆様への説明会(令和6年5月15日)を実施するとともに、個別に希望のあった保護者の方々と面談(令和6年3月8日から21日)を行い、課題等についての共有を図ることができました。

また、附属幼稚園においては、保護者の皆様に、現在までの市の取り組みの状況等について、特に現在プレ保育にお子様を通わせている保護者の皆様には、改めて廃園方針について、説明会を実施しました。

本説明会で挙がったご意見・ご質問の主なものは、以下のとおりです。

① 附属幼稚園の廃園について

- ・廃園までの期間が短すぎる。廃園を遅らせるべき。(3名)
- ・園児数を増やす努力をしてから廃園を検討すべき。(2名)
- ・附属幼稚園という選択肢を残してほしい。(3名)
- ・陳情が採択されたにもかかわらず、廃園を見直すという議論はなされなかったのか。
- ・附属幼稚園の子供のことを一番に考えてほしい。

② 私立幼稚園について

- ・経営に伴う私立園で、支援児の受け入れや架け橋期カリキュラムの作成は進むのか。
- ・私立幼稚園でも、附属幼稚園と同じようなインクルーシブ教育の質を担保できるのか。(3名)
- ・私立幼稚園が公教育を担うことはできない。

③ 幼児教育支援センターの機能充実について

- ・公立幼稚園の廃園とは無関係である。
- ・幼児教育支援センターでの実績をつくってから、廃園の議論を進めるべき。
- ・幼児教育支援センターの知名度が上がれば、幼稚園の入園者数も増えるのではないか。

④ 教育委員会の説明不足について

- ・附属幼稚園の総括もしないまま、次に進むのか。
- ・説明が遅い。
- ・資料を提示すべき。(2名)

・説明会は多くの人に参加できる日曜日に開催すべき。

⑤ その他

・教育委員会に幼児教育の専門家がない。

・廃園問題がある中で令和7年度募集をしても人が集まらない。そのことを理由に廃園問題の議論が進むのはおかしい。入園者数が減り、子供たちがかわいそう。

・市長、副市長、教育長にも保護者の思いを知ってほしい。(2名)

(3) 令和6年流山市議会第1回定例会での討論における指摘事項に対する見解について

令和6年流山市議会第1回定例会での討論において、ご指摘を受けた事項について、見解を述べさせていただきます。

① 附属幼稚園の定員割れ解消に向けた取り組みについて

附属幼稚園としては、プレ保育や預かり保育等、できる限りのことを行ってきました。しかしながら、園児が減少した根本的な要因は、社会全体の共働き家庭の増加等による保育ニーズの変化にあると考えられます。

※ 公立私立を合わせた、市内幼稚園の定員充足率は令和元年91.9%に対し、令和6年度70.2%、市内保育園(所)の定員充足率は令和元年95.1%に対し、令和6年度は92.3%となっています。

② 保護者の費用負担について

私立幼稚園には、いわゆる「入園金」があり、園で使用する教材費等は公立よりも高い傾向にあります。(各園が公表しているHP等の内容より)

③ 職員配置について

私立幼稚園への聞き取りによれば、

ア 多くの園において、職員数は年少においては1クラス2名の職員を配置しているが、年中及び年長においては、1クラス1名のみ配置となっている。

イ 多くの園で、要配慮児を受け入れているが、当該園児の状況により、補助教員をつけたり、その他の職員が補助に当たったりしている。

ウ 当該補助教員を配置する予算が不足していることから、必要数を配置することができず、それが原因で、要配慮児を入園させられない園も多い。

エ この職員が確保できる予算があれば、安心・安全できめ細やかな幼児教育の実践の場は、公立でなくても、確保できる。

オ 私立幼稚園の多くが、安心・安全かつきめ細やかな幼児教育を実践しており、公立でしかできないという現状ではない。

私立幼稚園はすでに要配慮児を受け入れており、幼稚園に通っている市内の要配慮児の9割以上が私立幼稚園で支えられています。一方公立幼稚園にかけている予算はそこに通う子供たちだけのものであり、圧倒的に多い私立幼稚園の園児たちには、市の予算はほとんど充てられていないのが現状です。

市として、私立幼稚園に対し、要配慮児への受け入れ促進を図るための既存の補助金制度を見直し、充実させる方向で検討しています。これにより、特に要配慮児への補助教員等の加配を進められるようにし、市内のすべての子供たちへの教育の質の向上を目指してまいります。

④ 「認定こども園化」について

公立ならではの教育内容を広く周知し、認定こども園化も含めて検討すべきとのご指摘に関しましては、隣接地にある江戸川台保育所と合併して市立の幼保連携型認定こども園に移行するとした場合を想定し、そのメリット及びデメリットを考察した結果は以下のとおりです。

まず、メリットとしましては、公立施設として要配慮児等を含め多様なニーズをもつ1号認定子どもの積極的な受け入れを引き続き行うことができること、が挙げられます。

一方、デメリットとしましては、

ア 需要見込みについて

・保育(2号及び3号認定子ども)の需要につきましては、北部地域の公立保育所3園の令和6年4月の入所状況が、中野久木保育所84.2%、江戸川台保育所93.3%、東深井保育所99.2%となっており、年齢別に見ると、0歳児、4歳児及び5歳児の充足率が比較的低い一方で、2歳児及び3歳児は充足率が100%を超えているなど、特に2~3歳児のニーズが高い状況にあります。

・北部地域の申込者数は過去3か年(令和3年~5年)で6.1%増加しており、今後も共働き家庭の増加が見込まれるため、申込者数も増加する見込みとなっています。

・幼稚園(1号認定子ども)の需要につきましては、市内私立幼稚園全体の入園率が71.1%となっており、4~5歳児の需要は現段階で満たされていると考えられ、認定こども園化に伴って、4~5歳児全体の需要が増加するとは考えづらく、申込者数の増加は見込めない状況にあります。

イ 幼保小の連携について

・附属幼稚園と江戸川台保育所の2施設はこれまで実質的に幼保交流のつながりがあり、これに江戸川台小学校を加えた幼保小の連携の研究・実践は、既に幼児教育支援センターにより行われてきているため、認定こども園化する必要性は乏しいと考えられます。

ウ 公の施設としての役割について

・公立保育所が架け橋期の幼児教育・保育の質を高める取り組みを先導的に行うことは、公の施設の役割としても重要であると考えます。

・幼稚園、保育所及び認定こども園の3類型の施設の幼児教育・保育の内容に関する要領・指針として、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が定められており、各施設はそれぞれの要領・指針に基づいて実践しています。

・3要領・指針には、共通事項として、「育みたい資質・能力」(①知識及び技能の基礎、②思考力、判断力、表現力等の基礎、③学びに向かう力、人間性等)と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10項目)が記載されており、3類型の施設がこの基本的考え方の下で、共通の内容の実践を展開しています。

・小学校との接続に関しても、保育所保育指針に、「小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする」と明記され、小学校教育との円滑な接続を図るよう求めています。

・このため、幼児教育支援センターの機能を受け継ぐ公の新たなセンターが中核となって、例えば、江戸川台保育所を架け橋期の幼児教育・保育の実践・研究の場(モデルケース)

として位置付け、他の公立保育所や私立保育園及び私立幼稚園に展開していくことで、施設類型を問わず、市全体の幼児教育・保育の質の向上につながるようになるため、認定こども園化する必要性は乏しいと考えられます。

エ 財源について

私立の認定こども園の場合、公費による運営費や補助金が増加し、経営の安定化が見込まれる一方で、公立の場合には、認定こども園化しても、運営費は一般財源化されているため、国庫補助等の特定財源が増加するわけではなく、市の一般財源で負担する現状と変わらないため、市の財政負担の軽減にはつながりません。

などが挙げられます。

以上のことにより、市立の幼保連携型認定こども園に移行するとした場合を想定したメリットよりも、デメリットの方が大きく、認定こども園化の必要性は乏しいものと考えられます。

(4) プロジェクトチームにおける検討

幼児教育支援センターの機能強化を図るべく、学校教育部、子ども家庭部、健康福祉部のそれぞれの担当課が参加するプロジェクトチームを結成し、検討を重ねてきました。

- ・第1回 令和6年2月1日(木)午前10時～12時
- ・第2回 同 3月12日(火)午前10時～12時
- ・第3回 同 4月24日(水)午前10時～2時
- ・第4回 同 5月14日(火)午前10時～12時

本プロジェクトチームにおいて協議した内容は、第1回において、市内の幼児にかかる社会的資源を把握する必要性及び本市における課題や目標の共有を行いました。第2回においては、幼児教育支援センターのこれまでの成果と課題及び新たなセンターの役割や機能について協議しました。また、調査研究部門、研修部門、相談部門を3つと柱とし、各課の幼児にかかる事業について情報交換を行いました。第3回においては、各部で実施している相談業務の現状について情報交換し、相談業務に関する協議を行いました。第4回においては、新たなセンターの構想について意見交換を行うとともに、テーマ別協議として、「相談支援」「人材育成」「調査研究」のグループに分かれて協議を行いました。

次年度からの始動を目途に、新たなセンターの組織再編を含めた検討を、今後も進めてまいります。

2 まとめ

附属幼稚園の存続を求める多くのご意見を頂戴し、また、令和6年流山市議会第1回定例会における陳情について、議会からの厳しいご指摘を受け、これらのことを市としては大変重く受け止めております。

先に行われたパブリックコメントでは、「公立としての存続や認定こども園化等を検討すべき」という趣旨のご意見を最も多くいただきました。しかしながら、附属幼稚園の園児在籍数が減少し、市内の私立幼稚園の定員にも余力のある現状においては、流山市のすべての子供たちが格差なく、質の高い幼児教育・保育を享受できる環境を整えていくことこそが、喫緊に取り組むべき課題であり、市の責務であると考えています。

繰り返しとなりますが、附属幼稚園を廃園とした場合であっても、幼児教育支援センターの

機能は存続させ、強化するとともに、公だからこそできる、就学前のこどもの育ち・学びに特化した総合的なセンターとして新たな組織を設置します。(別紙参照)

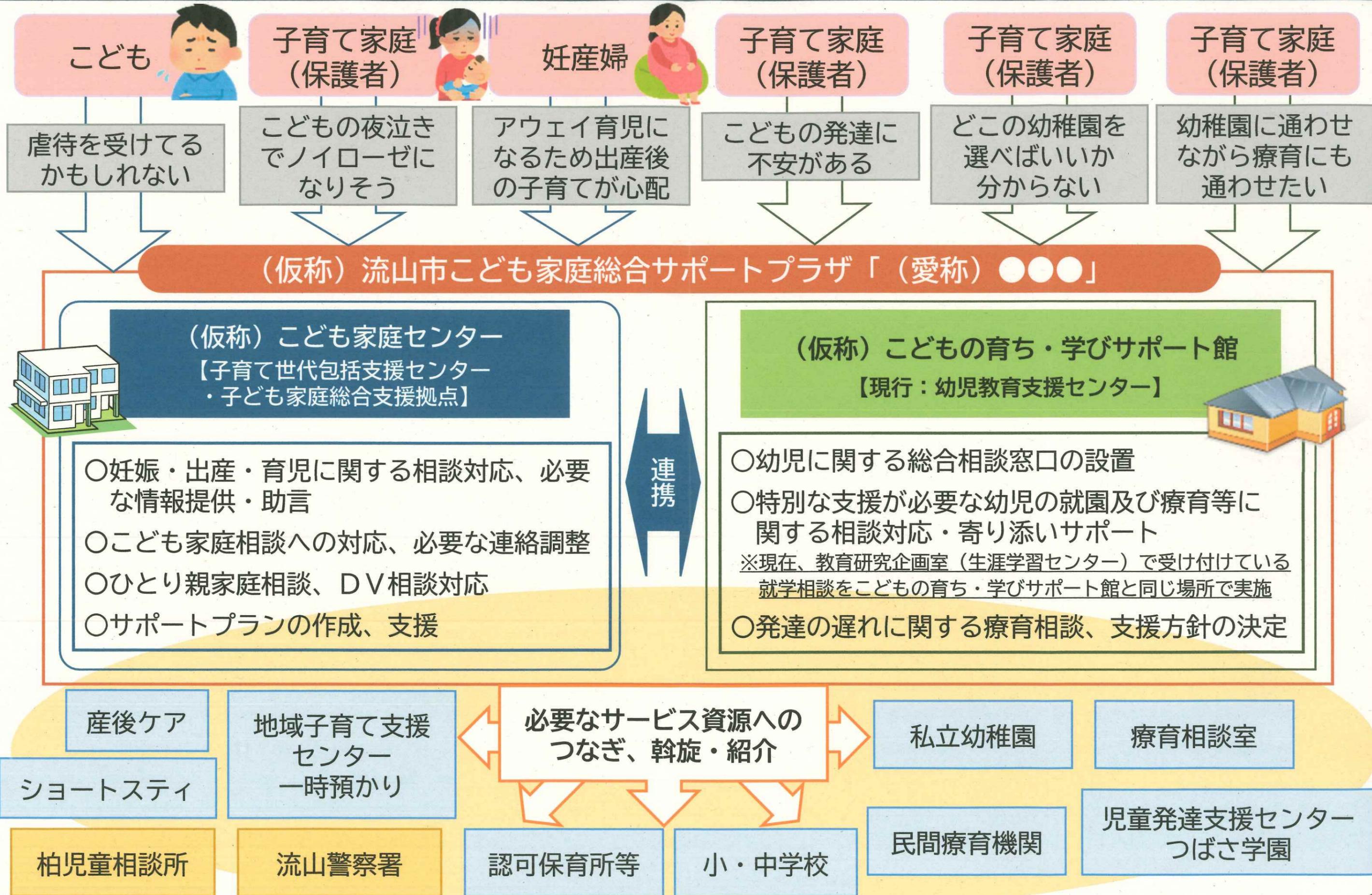
そして、市内の幼稚園はもとより、保育園(所)における幼児教育・保育の実践を積極的に支援することにより、設置者や施設類型を問わず、本市全体の幼児教育・保育の質の向上と、学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続期、いわゆる架け橋期の教育の充実を図ってまいります。

さらに、幼児教育支援センターにおけるこれまでのノウハウを活かし、専門性のある職員を配置することにより、それぞれのお子さんにとって、よりよい幼児教育・保育・療育の方向性をアドバイスするとともに、私立幼稚園等に通うことができるよう、希望に寄り添った相談対応・サポートを行ってまいります。

在園児及びプレ保育参加児の保護者の皆様に対しては、附属幼稚園の廃園に関する説明会を令和5年11月30日、令和6年2月16日、5月15日に実施し、様々なご意見を頂戴いたしました。これらのご意見を重く受け止め、今後の幼児教育支援センターの運営等に活かしてまいります。今後も当該保護者の皆様とは、個々の状況に応じ、面談など丁寧な対応を継続し、何より子供たちが悲しい思いをしないよう、誠心誠意努めてまいります。

ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

(仮称) 流山市こども家庭総合サポートプラザ・相談対応イメージ図 (案)



(1) 設置の考え方

(注)本資料は、幼児教育センタープロジェクトチーム等での議論を踏まえ、現時点における検討段階のもの。

- これまで幼児教育支援センターが担ってきた幼児の就園等に関する相談支援、幼児教育のための研修、講座等の実施や調査及び研究等の機能について、「相談支援部門」、「人材育成部門」及び「調査研究部門」の3部門に整理再編し、特に「相談支援部門」には、児童発達支援センターで実施している療育相談事業(児童の心身の発達の遅れを発見し、その状態を把握することにより、当該児童の療育の支援に関する支援の方針を定める事業)の機能を付加し、発達への不安や幼稚園就園に関する悩みなどにワンストップで対応する、幼児期のこどもの育ち・学びに関する総合相談窓口となる「(仮称)こどもの育ち・学びサポート館」を新たに設置し、所管を子ども家庭部とする予定である。
- また、こうした相談支援機能に着目し、令和4年改正で児童福祉法及び母子保健法に位置付けられた「こども家庭センター」(子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を同一組織の中で一体的な運営を行う事業)の機能を併せ持つことで、妊娠期から乳児及び幼児期、さらには就学期に至るこどもと家庭に関する様々な相談を同一の機関で対応し、必要な支援に適時適切につなぐことを可能とするなど、相乗効果が期待できる。
- このため、こうした複合的な機能を持つ機関として、市独自の「妊産婦から特別な支援が必要な幼児を含むこども家庭全般に関する総合相談・支援の拠点となる施設」との位置付けで、「(仮称)流山市こども家庭総合サポートプラザ」を令和7年4月1日を目途に設置する。なお、こどもや子育て家庭を含め市民に親近感を持ってもらうため、愛称を公募する。

(2) 主な機能

(仮称)流山市こども家庭総合サポートプラザ

(仮称)こども家庭センター

子育て世代包括支援センター

【現行所管：健康増進課妊娠・育児サポート係等】

(主な対象)

○妊産婦、乳幼児(0歳~就学前)とその家庭

(主な業務内容)

○母子健康手帳の交付、妊産婦の相談支援

○妊娠・出産・育児に関する相談対応、必要な情報提供・助言

○妊産婦及び乳幼児の健康診査及び保健指導

○乳児家庭全戸訪問等各種訪問支援事業の実施

☑○支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援に係る合同ケース会議の開催

☑○サポートプランの作成、評価、更新及びサポートプランに基づく支援

子ども家庭総合支援拠点

【現行所管：子ども家庭課虐待・DV防止対策室等】

(主な対象)

○児童(0歳~18歳未満)とその家庭、妊産婦

(主な業務内容)

○こども家庭支援に係る実情の把握、情報の提供

○こども家庭相談への対応、必要な連絡調整

○要保護児童対策地域協議会の調整機関

○子育て短期支援事業等の家庭支援事業の実施

○ひとり親家庭支援、DV相談対応、闘困難な問題を抱える女性支援

(仮称)こどもの育ち・学びサポート館

【現行：幼児教育支援センター】

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づく教育機関としての位置付けは廃止

(主な対象)

○乳幼児(0歳~就学前)とその家庭
※保育所入所を希望する者を除く

(主な業務内容)

相談支援
○幼児に関する総合相談窓口の設置
○特別な支援が必要な幼児の就園及び療育等に関する相談対応・寄り添いサポート
○私立幼稚園等からの発達等に関する相談

人材育成
○幼稚園、保育所及び認定こども園等の職員を対象とした各種研修の実施
○専門性を高める講座等の開催
○幼児教育アドバイザーによる巡回訪問等

調査研究
○市独自の架け橋期プログラムの作成
○流山市版「幼児期までのこどもの育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るための指針」の策定

連携

連携

(※)各機関の必要人員等の具体的な組織体制及び実施体制等については、引き続き検討